公　示　書

公示第　　62　　号
令和 8 年 11 月 5 日

二宮町長　村田　邦子

次の表の左欄に掲げる者に交付すべき同表の右欄に掲げる法令に基づく書類は、これらの者の住所、居所、事業所が不明のため配達できません。これらの書類については当庁で保管していますので、申し出があればいつでも交付します。

送達を受けるべき者の氏名又は名称	送達すべき書類の根拠法令
臼井　裕真	地方税法第451条第２項
森　卓	地方税法第451条第２項
小澤　雅司	地方税法第451条第２項
星﨑　祥雄	地方税法第451条第２項
株式会社Ｄｏｋｙｏ　Ｇａｍｅｓ	地方税法第451条第２項
押田　透人	地方税法第451条第２項
林　純平	地方税法第451条第２項
田丸　隆平	地方税法第451条第２項
小島　圭二	地方税法第451条第２項

髙橋　いづみ	地方税法第451条第２項